

高知県南海地震対策行動計画検討会傍聴要領

高知県危機管理部地震・防災課

- 1 高知県南海地震対策行動計画検討会(以下「検討会」という。)の審議の公開にかかわる一般傍聴席は、5席以上24席以下とし、会場の広さ等を勘案のうえ、地震・防災課長が決定します。
検討会ごとの一般傍聴席数は、「審議会等の公開に関する指針の運用方針」で定める「会議開催のお知らせ」にその都度明記します。
- 2 傍聴者は、審議において発言することはできません。また、審議における発言に対し、賛否を表明したり、又は拍手をしたりすることはできません。
- 3 傍聴者は、原則として審議の開始後は静粛を保つように努めてください。
- 4 会議中は、会長の事前の許可無く写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダーによる録音・録画等はできません。なお、会議の記録はホームページ等により公表します。
- 5 傍聴者は、上記2から4のほか、審議の円滑な運営を妨げる言動・行為を行ってはなりません。審議を妨げる言動・行為を行うものがあるときは、検討会会長がその者に退出を命ずることがあります。
- 6 検討会の資料がある場合は、傍聴者にも、同様の資料を配付します。ただし、個人情報が含まれる等、検討会が交付することが適当ではないと判断する資料については、資料の一部または全部を公開しないことがあります。
- 7 この要領は、平成20年9月12日から施行します。